

# 武豊町ボランティアセンター登録要綱

## 第1条 目的

この要綱は、武豊町ボランティアセンター設置規程第3条の規定に基づき、武豊町における非営利で自主的かつ主体的なボランティア活動及び地域活動の推進を図るため、社会福祉法人武豊町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する武豊町ボランティアセンター（以下「センター」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 登録の種類

センターにおける登録の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ボランティア・地域活動グループ（以下、「グループ」という。）登録
- (2) 個人ボランティア・地域活動者（以下、「個人」という。）登録

## 第3条 登録要件

登録要件は、登録の種類ごとに次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) グループ登録
  - ア 原則2名以上の会員で構成されていること
  - イ 会員のうち、町内在住の会員が1名以上含まれていること
  - ウ 活動に伴う実費弁償を除いて無報酬であること
  - エ センターが実施する事業等に協力できること
  - オ グループの目的及び活動が、次のいずれかを主たる目的としていないこと
    - (ア) 特定の政党、政治団体、または政治的主張の支持、反対、普及
    - (イ) 特定の宗教、宗派、教義の布教、信仰の勧誘
    - (ウ) 前各号に掲げるもののほか、センターの中立性および公共性を損なうおそれのある活動
  - カ 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認めるもの
- (2) 個人登録
  - ア 主に武豊町で活動を行っている、または今後活動を行う意志があること（被災地支援等を除く）
  - イ センターが実施する事業等に協力できること
  - ウ 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認めるもの

## 第4条 登録により受けられる支援

登録したグループ及び個人は、センターから次に掲げる支援を受けることができるものとする。

- (1) ボランティア保険への加入及び請求事務の補助
- (2) ボランティア・地域活動の紹介、調整等のコーディネート

- (3) ボランティア・地域活動に関する情報の提供
- (4) グループ及び個人相互間におけるネットワークづくり支援
- (5) 本会広報紙やホームページ、SNS等を利用した、自主的に実施する講座・イベント開催情報及び会員募集の周知
- (6) 本会窓口に設置するリーフレットスタンドを利用した、団体案内及び講座・イベント開催情報等のチラシの配架
- (7) 本会が保有する備品ならびに印刷機器の利用
- (8) 助成金に関する情報の提供
- (9) 公共施設の減免利用等に係る手続きの補助

2 前項第5号から第9号までに掲げる支援については、第3条第1項に定めるグループ登録に限り適用するものとする。

## 第5条 登録方法

登録を希望する者は、次に掲げる書類をセンターに提出するものとする。

### (1) グループ登録

- ア 武豊町ボランティアセンター登録申請書（グループ）【様式1号①】
- イ 会員名簿
- ウ 会則・規約（定めている場合に限る）

### (2) 個人登録

- ア 武豊町ボランティアセンター登録申請書（個人）【様式1号②】

2 センターは登録受付に際し、必要に応じて、登録を希望するものに対しヒアリングを行い、登録要件の適否について確認するものとする。

## 第6条 登録更新

登録の有効期間は、登録対象年度の末日までとする。

2 前年度の3月中に次年度の登録について申請があった場合は、次年度の4月1日付で登録が継続されたものとして取り扱うことができるものとする。

## 第7条 登録の取消し

センターは登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により登録を行ったとき
- (2) 登録者から登録取消しの申出があったとき
- (3) 第3条に規定する登録要件に該当しなくなったとき
- (4) 前各号に掲げるものの他、登録者として適当でないと認められるとき

## 第8条 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年2月26日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。